平成２７年（フ）第２７号
長野県飯田市三日市場1091番地５
債務者　北原　彰彦
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後田　寿久
4　破産債権の届出期間　平成27年７月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年８月24日午後４時
6　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第１６号
三重県熊野市木本町393番地
債務者　森中　京子
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　健治
4　破産債権の届出期間　平成27年６月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年８月25日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２７年（フ）第４０８０号
東京都世田谷区成城２丁目18―22
債務者　土谷　　栄
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星　　千絵
4　破産債権の届出期間　平成27年６月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年８月21日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６８０号
神奈川県鎌倉市手広４丁目37番10号
債務者　佐藤　俊明
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐伯　昭彦
4　破産債権の届出期間　平成27年６月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年９月15日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３５号
茨城県牛久市刈谷町３丁目144番地10　ワコーハイツ202号室
債務者　山口　十誉
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第５０号
茨城県龍ケ崎市長山８丁目２番地９　マノアールドゥ大原Ａ棟101号室
債務者　前川　　稔
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第４号
栃木県真岡市大谷台町３番地８
債務者　ミナノ　サビナ　マリアこと　ロドリゲス　パレデス　デ　ミナノ　サビナ　マリア
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２７年（フ）第１５８号
大阪府泉大津市千原町２―４―22慈恵園内、住民票上の住所大阪府高石市羽衣１丁目６番１―805号、住民票上の前住所大阪府富田林市甲田１丁目14番４号―202
債務者　曽我　　功
1　決定年月日時　平成27年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１８０号
大阪府泉大津市助松団地２番51―404号
債務者　飯田淳一郎
1　決定年月日時　平成27年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２０号
北海道芦別市北５条東１丁目10番地　あかつき団地23号
債務者　清澤　智子
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第４７号
北海道登別市富士町３丁目19番地７　加地ハイツ１号棟１－２号室
債務者　小野　直人
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第１０８号
盛岡市津志田南３丁目５番33号　真珠荘２号、旧住所盛岡市長田町24番14号　長田町第１アパート10号
債務者　小野　　武
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１２４号
盛岡市流通センター北１丁目13番２号　雇用促進住宅２―106号
債務者　黒澤千鶴子
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１４３号
盛岡市大館町26番10号　蒲沢荘22号
債務者　穴久保由美
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第９６号
新潟県上越市柿崎区柿崎6339番地６
債務者　土肥　年子
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第９２号
沖縄県浦添市伊祖２丁目３番１―607号　サンチャイルドめぐみ２
債務者　當山健一郎
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部